

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成二十七年七月三日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文

埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫

埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎

埼玉県監査委員 小 林 哲 也

第1 監査結果に関する報告

1 定期監査分

(1) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

(2) 監査の対象事務

平成25年度・平成26年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(3) 監査の対象機関 147機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター熊谷支所、パスポートセンター春日部支所
保健医療部	草加保健所、狭山保健所、加須保健所、幸手保健所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	中央高等技術専門校、川越高等技術専門校
農林部	大里農林振興センター、春日部農林振興センター、中央家畜保健衛生所、農林総合研究センター茶業研究所
県土整備部	飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所、秩父県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、熊谷建築安全センター、越谷建築安全センター
教育局	西部教育事務所、総合教育センター、総合教育センター江南支所、浦和図書館、熊谷図書館、文書館、加須げんきプラザ、上尾高等学校、上尾南高等学校、いずみ高等学校、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、浦和工業高等学校、浦和商业高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮東高等学校、大宮南高等学校、桶川高等学校、越生高等学校、春日部女子高等学校、春日部東高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、川越西高等学校、川越南高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷西高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣高等学校、鴻巣女子高等学校、坂戸高等

	<p>学校、坂戸西高等学校、狭山経済高等学校、狭山清陵高等学校、狭山緑陽高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加西高等学校、草加南高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢中央高等学校、所沢西高等学校、蓮田松韻高等学校、鳩山高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、深谷商業高等学校、吹上秋桜高等学校、不動岡高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、宮代高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、鷲宮高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、岩槻特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、特別支援学校大宮ろう学園、春日部特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、特別支援学校坂戸ろう学園、所沢特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、日高特別支援学校、深谷はばたき特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校、毛呂山特別支援学校</p>
警察本部	<p>警察学校、浦和警察署、大宮警察署、大宮東警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、川越警察署、狭山警察署、飯能警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、久喜警察署</p>

(4) 監査実施日

平成27年1月7日～平成27年2月19日

2 特定事務監査分

(1) 監査の実施方針

テーマを定めた特定の事務の執行について、効率的・効果的になされているかの観点から検証

(2) 監査の対象事務

テーマ1 「リース契約の活用とその運用について」

ア 監査の視点

情報機器のリース契約について、次の各事項が適正に行われているか。

- ・調達事務に関する事項
- ・契約事務に関する事項
- ・管理、運用に関する事項

イ 委員監査の対象機関 2機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	情報システム課
教育局	高校教育指導課

ウ 委員監査実施日

平成27年1月15日

テーマ2「外国人来県者のための情報提供について」

ア 監査の視点

外国人来県者に対する次の各事項の状況

- ・提供している情報
- ・利用者が必要とする情報
- ・効果的な情報提供

イ 委員監査の対象機関 4機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
県民生活部	国際課、国際スポーツ課
産業労働部	観光課
都市整備部	公園スタジアム課

ウ 委員監査実施日

平成27年1月15日

3 監査の結果

(1) 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行（以下「事務事業の執行等」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

(1) 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	飯能高等学校	<p>平成 25 年度の「産業廃棄物（廃プラスチック）処理（収集運搬及び処分）委託」（220,500 円）について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 産業廃棄物処理の委託においては、収集運搬業者と処分業者のそれぞれと書面による契約が必要であるが、法令に違反し収集運搬業者のみと処分を含めて委託契約を締結し、当該収集運搬業者が処分を再委託していた。</p> <p>2 上記 1 を是正するため、契約を一旦解除したが、収集運搬業者から処分業者へ再委託できないにもかかわらず、書面での承諾手続を経れば再委託が可能であるとして、再度当該収集運搬業者と契約を締結し、処分業務を再委託していた。</p>

(2) 注意事項

機関・職制名		監査の結果
保健医療部	草加保健所	<p>平成 25 年 8 月に締結した「エアコン交換修繕」（997,500 円）について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取し、そのまま正規の見積書として契約を締結していたことは、不適切であった。</p>
農林部	農林総合研究センター茶業研究所	<p>平成 25 年度の「産業廃棄物収集・運搬委託」（42,000 円）及び「産業廃棄物処理委託」（63,000 円）について、次の点で不適切であった。</p> <p>1 契約に当たっては、契約相手方それぞれから見積書を徴さなければならないが、収集運搬業者からのみ徴し、処分業者から徴していなかった。</p> <p>2 両契約とも検査調書を作成する必要があるにもかかわらず、作成していなかった。</p>
教育局	誠和福祉高等学校	<p>平成 25 年度のデジタルカメラ等（117,330 円）、ノートパソコン等（112,350 円）の調達において、近接した期日に、同一業者に 3 回ないし 4 回に分割して、それぞれ購入していた。分割せずに購入していれば、金額</p>

		合計が10万円を超えているにもかかわらず、その都度、同一業者1者のみの見積書により購入していたことは不適切であった。
教育局	行田特別支援学校	平成26年度の「LPガスの単価契約」について、執行予定価格が50万円を超えているにもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは、不適切であった。